

15	83	104
20	111	139
25	138	173
30	166	207
35	193	241
40	220	275
45	248	309
50	248	309



兵庫県告示第504号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターから次のとおり所在地を変更する旨の届出があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 届出法人名 社会福祉法人いたみ杉の子
- 2 名称 阪神北障害者就業・生活支援センター
- 3 変更前住所 伊丹市西台5丁目1-11
- 4 変更後住所 伊丹市行基町3丁目16-6 福本ビル1F
- 5 変更日 令和3年4月1日



兵庫県告示第505号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第506号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
基本測量（航空重力測量）
- 2 作業期間
令和2年4月1日から令和3年3月24日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域

~~~~~

**兵庫県告示第507号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和3年3月22日から同年12月17日まで
- 3 作業地域  
新温泉町内山地内

~~~~~

兵庫県告示第508号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年4月15日から令和4年1月31日まで
- 3 作業地域
丹波市氷上町小野地内

~~~~~

**兵庫県告示第509号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年4月12日から同年5月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市潮江四丁目地内

~~~~~

兵庫県告示第510号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点及び4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和3年4月19日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
西宮市戸崎町地内

~~~~~

**兵庫県告示第511号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局河川部水災害予報センター長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間  
令和2年8月31日から令和3年3月18日まで
- 3 作業地域  
猪名川流域（尼崎市、伊丹市及び川西市の各一部）

~~~~~

兵庫県告示第512号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
令和2年11月4日から令和3年3月24日まで
- 3 作業地域
宍粟市一宮町地先及び高砂市北浜町地先から太子町地先まで

~~~~~

**兵庫県告示第513号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和2年7月27日から令和3年2月28日まで
- 3 作業地域  
宍粟市山崎町須賀沢地内

~~~~~

兵庫県告示第514号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳データ更新）
- 2 作業期間
令和2年5月7日から令和3年3月23日まで
- 3 作業地域
神戸市全域

~~~~~

**兵庫県告示第515号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年3月1日から同月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市杭瀬南新町四丁目及び食満一丁目地内

~~~~~

兵庫県告示第516号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（基本多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和2年12月23日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市上田中町地内

~~~~~

**兵庫県告示第517号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊岡市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（1級水準測量）
- 2 作業期間  
令和2年12月9日から令和3年3月25日まで
- 3 作業地域  
豊岡市大磯町、城南町、桜町、立野町、大手町、泉町、元町、小田井町、幸町、若松町、上佐野、九日市上町、九日市下町、下宮、庄境、江本及び加陽地内ほか

~~~~~

兵庫県告示第518号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三田市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図修正（地図情報レベル2500））
- 2 作業期間
令和2年6月4日から令和3年3月26日まで
- 3 作業地域

三田市全域

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目
1	神戸市中央区北野町4丁目95番17ほか	535.1	宅地ほか
2	宝塚市千種4丁目185番ほか	862.42	宅地
3	川西市向陽台1丁目11番3	1,122.05	宅地
4	豊岡市大磯町175番3	320.54	宅地
5	赤穂市塩谷字ヲハブ2126番9	591.80	宅地
6	赤穂郡上郡町井上字中道181番6	519.35	宅地

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
- (2) 配布期間及び申込期間
令和3年4月27日（火）から同年5月28日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）
- 5 入札の方法、場所及び受付期間
- (1) 方法
入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける（持参可）。
- (2) 場所
前記3に同じ。
- (3) 受付期間
令和3年5月31日（月）から同年6月17日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に前記3の場所に必着のこと。）
- 6 開札の場所及び日時
- (1) 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
- (2) 日時
令和3年6月18日（金）午前10時から
- 7 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。
- 8 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- 9 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 10 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班
電話（078）341-7711 内線2550・2551

~~~~~

#### 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ザグザグ恵美酒店  
所在地 姫路市大津区恵美酒町二丁目112番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ザグザグ  
住所 岡山市中区清水369番地2  
代表者の氏名 森 信
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ザグザグ  
住所 岡山市中区清水369番地2  
代表者の氏名 森 信
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年12月9日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,290平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
53台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
40台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
35平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
6.88立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 8 届出年月日  
令和3年4月8日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
令和3年4月27日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和3年8月27日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変



更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ金楽寺店

所在地 尼崎市金楽寺町一丁目1-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|        |                  |        |
|--------|------------------|--------|
| 名称     | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社光洋 | 大阪市北区天神橋二丁目3番16号 | 平田 炎   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|        |                   |        |
|--------|-------------------|--------|
| 名称     | 住所                | 代表者の氏名 |
| 株式会社光洋 | 大阪市西区北堀江三丁目12番23号 | 平田 炎   |

イ 変更後

|        |                  |        |
|--------|------------------|--------|
| 名称     | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社光洋 | 大阪市北区天神橋二丁目3番16号 | 平田 炎   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|        |                   |        |
|--------|-------------------|--------|
| 名称     | 住所                | 代表者の氏名 |
| 株式会社光洋 | 大阪市西区北堀江三丁目12番23号 | 平田 炎   |

イ 変更後

|        |                  |        |
|--------|------------------|--------|
| 名称     | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社光洋 | 大阪市北区天神橋二丁目3番16号 | 平田 炎   |

4 変更年月日

令和2年11月23日

5 届出年月日

令和3年3月30日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年4月27日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年8月27日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~  
大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に

対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ西宮浜町店
 所在地 西宮市浜町3-26
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社光洋	大阪市北区天神橋二丁目3番16号	平田 炎
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社光洋	大阪市西区北堀江三丁目12番23号	平田 炎
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社光洋	大阪市北区天神橋二丁目3番16号	平田 炎
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社光洋	大阪市西区北堀江三丁目12番23号	平田 炎
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
株式会社光洋	大阪市北区天神橋二丁目3番16号	平田 炎
- 4 変更年月日
令和2年11月23日
- 5 届出年月日
令和3年3月30日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和3年4月27日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和3年8月27日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年4月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市六麓荘町198番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市中央区久太郎町2丁目5番28号
株式会社高田屋 代表取締役 土井治彦

3 許可年月日及び許可番号

令和3年3月30日

兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-2-2号(2芦屋)

正 誤

○令和3年3月23日付け(兵庫県公報号外)

兵庫県条例第11号(職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
23	上から17	第2条	第3条